

栗東市個人情報保護法施行条例新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>本 則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条—第2条 （経過措置）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)–(3)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)–(3)（略）</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第4条—第6条（略）</p>	<p>本 則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条—第2条 （経過措置）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)–(3)（略）</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)–(3)（略）</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第4条—第6条（略）</p>

栗東市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び運営に関する条例新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>第1条-第11条（略） （罰則）</p> <p>第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第1条-第11条（略） （罰則）</p> <p>第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘留又は50万円以下の罰金に処する。</p>